

## 四国 ICT 施工活用促進部会 運営要領

## (名 称)

第1条 本会は、「四国地方整備局インフラ DX 推進本部会議」の専門事項を検討するため設置するものとし、「四国 ICT 施工活用促進部会」(以下、「部会」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 部会は「四国地方整備局インフラ DX 推進本部会議」の取組課題の1つである公共工事における「ICT の全面的な活用」について、ICT 施工技術の導入、普及促進を図るための取り組みを検討、企画することを目的とする。

## (活動内容)

第3条 部会は、次の各号に掲げる事項について活動するものとする。

1. 建設業界への普及促進策の検討
2. 研修会、現場見学会等の企画
3. 新たな諸基準の運用周知
4. ICT施工に関する情報共有

## (組織の構成)

第4条 部会の参加組織は別表のとおりとする。

- 2 部会には部会長をおき、企画部技術調整管理官が務める。
- 3 部会長は部会の事務を統括する。
- 4 部会には副部会長をおき、企画部建設情報・施工高度化技術調整官が務める。
- 5 副部会長は部会長を補佐する。
- 6 部会は部会長が必要と認めるとき開催するものとし、部会長がこれを招集する。
- 7 部会長は必要があると認めるときは、組織を追加することができる。
- 8 部会長は必要があると認めるときは、専門的知見を有する者に対して意見を聴取、また、部会に出席させることができる。

## (事務局)

第5条 部会の事務局は、国土交通省四国地方整備局 企画部技術管理課、施工企画課、及び港湾空港部 港湾空港整備・補償課が担当する。

## (雑 則)

第6条 本要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長がこれを定める。

## (附 則)

この運営要領は、平成29年5月18日から施行する。

改正後の運営要領は、平成30年9月28日から適用する。

改正後の運営要領は、令和2年7月17日から適用する。

改正後の運営要領は、令和3年7月19日から適用する。

改正後の運営要領は、令和4年7月26日から適用する。

改正後の運営要領は、令和5年11月2日から適用する。

改正後の運営要領は、令和6年11月29日から適用する。

改正後の運営要領は、令和8年1月20日から適用する。

## 四国ICT施工活用促進部会 組織名簿

	組 織	備 考
国土交通省 四国地方整備局	技術調整管理官	部 会 長
	技術開発調整官	
	総括技術検査官	
	建設情報・施工高度化技術調整官	副 部 会 長
	企画部 技術管理課長	
	企画部 施工企画課長	
	河川部 河川工事課長	
	河川部 河川管理課長	
	道路部 道路工事課長	
	道路部 道路管理課長	
	道路部 交通対策課長	
	港湾空港部 港湾空港整備・補償課長	
	営繕部 技術・評価課長	

	組 織	備 考
国土交通省 四国地方整備局	徳島河川国道事務所	サポート事務所
	那賀川河川事務所	
	四国山地砂防事務所	
	香川河川国道事務所	サポート事務所
	松山河川国道事務所	モデル事務所
	大洲河川国道事務所	
	肱川緊急治水対策河川事務所	
	山鳥坂ダム工事事務所	
	高知河川国道事務所	
	中村河川国道事務所	
	土佐国道事務所	サポート事務所
	四国技術事務所	
	小松島港湾・空港整備事務所	
	高松港湾・空港整備事務所	
	松山港湾・空港整備事務所	
	高知港湾・空港整備事務所	
	高松港湾空港技術調査事務所	

組 織	備 考
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
一般社団法人 日本建設業連合会 四国支部	
一般社団法人 日本道路建設業協会 四国支部	
一般社団法人 徳島県建設業協会	
一般社団法人 香川県建設業協会	
一般社団法人 愛媛県建設業協会	
一般社団法人 高知県建設業協会	
一般社団法人 建設コンサルタント協会 四国支部	
一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 四国地区協議会	
一般社団法人 日本埋立浚渫協会 四国支部	
一般社団法人 海洋調査協会	
一般社団法人 日本建設機械施工協会 四国支部	
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 四国ブロック	
西日本高速道路株式会社 四国支社	オブザーバー
独立行政法人 水資源機構 吉野川本部	〃
国土交通省 国土地理院 四国地方測量部	〃